



(財)財務会計基準機構会員

JASDAQ

平成 21 年 5 月 26 日

各 位

長野県伊那市西箕輪 2148 番地 188
株式会社イナリサーチ
代表取締役社長 中川博司
(コード番号: 2176)
問い合わせ先: 取締役統括本部長 米田公生
電話番号 0265(73)6647

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 35 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 経営体制の一層の強化を図るため、取締役員数を 1 名増員するものであります。
(3) 当社は、当事業年度中に資本金の額が 5 億円を超え、第 35 期定時株主総会で計算書類が承認された時点で会社法上の大会社となります。そこで会社法第 328 条第 1 項の規定により会計監査人の設置が必要となるため、第 6 章に「会計監査人」を設け、併せて所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日 (予定)

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第9条 (株式取扱規程)</u> 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第10条～第17条</u> (条文の記載省略)</p> <p><u>第18条 (取締役の員数)</u> 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p><u>第19条～第40条</u> (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第7条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>第8条 (株式取扱規程)</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての</u>手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第9条～第16条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第17条 (取締役の員数)</u> 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>第18条～第39条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第40条 (会計監査人の設置)</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第41条 (会計監査人の選任)</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>第42条 (会計監査人の任期)</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第43条 (会計監査人の報酬等)</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第<u>6</u>章 計算</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第<u>7</u>章 計算</p> <p>第<u>44</u>条～第<u>47</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第<u>3</u>条 <u>本附則第1条から本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上